

部活動のあり方研究及び地域移行に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市立学校における部活動のあり方と地域と学校が協働・融合した部活動の地域移行の方向性についての検討を行うに当たり、外部有識者から意見を聴取するため、部活動のあり方研究及び地域移行に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 大阪市の部活動のあり方に関すること
- (2) 地域と学校が協働・融合した部活動の地域移行の方向性に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから教育委員会が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和8年3月31日までとする。

(守秘義務)

第6条 会議のメンバーは、会議のメンバーとして知り得た秘密を他に漏らしてはならない。メンバーを退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、大阪市教育委員会事務局指導部保健体育担当において行う。

附 則

この要綱は、令和6年11月21日から施行する。